委員会審査における請願者・陳情者の意見陳述について

市民の皆様の声を市政に反映させるため、請願・陳情の審査に当たり、請願・陳情者が委員会で趣旨説明の意見陳述を行うことができます。
その手続や方法について、次のとおりお知らせします。

1 意見陳述の申出

請願・陳情者が意見陳述を希望する場合は、請願・陳情書を提出する際に、意見陳述申出書(様式第1号)により意見陳述希望の申出を行います。

2 意見陳述の可否

請願・陳情者から意見陳述の申出を受けた場合、議会運営委員会において承認を得た上で、書面等により請願・陳述者に通知します。

3 意見陳述の方法

⑴ 意見陳述ができるのは、当該請願・陳情が審査される委員会において、請願・陳情者のうち代表者1人です。
⑵ 意見陳述は、当該請願・陳情が付託・送付された初回の委員会において、それらの審査を行う前の休憩中に実施します。
⑶ 意見陳述の時間は、5分程度とします。
⑷ 意見陳述の内容は、個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定政党・個人等への誹謗中傷、その他社会通念上不適切と判断される発言を禁止するとともに、当該請願・陳情の趣旨及び補足の説明に限ります。また、パネルやスクリーン等による説明は認められません。
⑸ 請願・陳情者が資料の事前配付を希望する場合は、委員会前日の午後5時までに必要部数(電子データによる提出も可)を議会事務局議事課に提出してください。
⑹ 委員は意見陳述者に対し、質疑することができます。ただし、意見陳述者から委員への質疑は行うことができません。
⑺ 意見陳述を行う場合の委員会における請願・陳情の審査順序については、原則議案(予算・条例等)の審査が終了した後となります。
ただし、委員会の承認があった場合は、議案の審査の前に請願・陳情の審査を行うことができます。

4 その他

⑴ 委員会における請願・陳情の審査において、請願・陳情者は、会議の秩序保持に努めるとともに、委員長の指示に従わなければなりません。
⑵ 意見陳述者の変更は、原則認められません。なお、取下げを行う場合は、当該請願・陳情が審査される委員会の開催日の前日までに、意見陳述取下げ申出書(様式第2号)により申出を行ってください。
⑶ 意見陳述に係る費用弁償は行われません。

お問い合わせ先
岩国市議会事務局　議事課
〒740-8585
岩国市今津町一丁目14番51号
電話　0827(29)5193　FAX　0827(21)1001
メール　gikai@city.iwakuni.lg.jp